

私は、六論会を代表して、陳情第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

現在、所得税法上、個人事業者あるいは中小業者においては、白色申告と青色申告の選択制となっています。

白色申告をした場合は、所得税法第56条において事業に専従した時に年間で配偶者控除や配偶者以外の家族の控除を認めています。これは、自分勝手にその所得を家族に分配し、税金を強制的に徴収されることを防止するために設けられたものと認識しています。

一方、青色申告は、所得税法第57条において記帳義務は生じますが、事業に専従する家族に対する報酬に限っては、必要経費として計上が認められています。

現在の就業スタイルは、様々で個人においても副業的な事業を行っている方もいて経費として計上する程ではないとし、あえて白色申告を選択している方もいるのも事実です。事業を拡大し、専従する家族の報酬を必要経費として計上したいのであれば、事務的なコストはかかるかもしれませんが、無料で記帳指導していただける機関の税理士会、商工会議所、税務署、青色申告会がありますので御相談されてはいかがでしょうかと考えます。

家族のあり方や女性の社会進出、就業スタイルの変化などを鑑みれば見直しを検討していく必要はあると思いますが、それを案文のように人権問題にすり替えるのは、いささか乱暴な話であろうと考えます。

いずれにしろ、所得税法第56条と第57条の目的と関係性を踏まえ慎重な検討が必要ではあると思いますが、直ちに所得税法第56条の廃止を求めることには、賛成しかねます。

よって本陳情には、反対といたします。